

平成 27 年 12 月 11 日

各 位

会 社 名 サンコーテクノ株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 洞下 英人
(コード番号 3 4 3 5 東証第二部)
問 合 せ 先 経営管理本部長 甲斐 一起
電 話 0 4 - 7 1 9 2 - 6 6 3 8

「内部統制システム構築に関する基本方針」の改定に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 12 月 11 日開催の取締役会において、「内部統制システム構築に関する基本方針」を改定することを決議しましたので、下記のとおり改定後の内容をお知らせいたします。

記

内部統制システム構築に関する基本方針

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 法令等遵守を経営の重要課題の一つと位置付け、「S.T.G モラル憲章」を定め、企業倫理の確立及び徹底を図る。
- (2) 「コンプライアンス規程」に基づき、コンプライアンス担当役員（統括責任者）並びに法令上疑義のある行為等の調査、指導を行うための法務担当を CSR 室に設置すると共に、必要に応じて各分野の担当部署が、関係規程、マニュアルを策定し研修を実施する。
- (3) 業務執行部門から独立した CSR 室内部監査担当が、「内部監査規程」に基づき、組織・制度監査として、「コンプライアンス規程」の運用状況について、内部監査を実施する。
- (4) 法令等遵守のための報告制度に関し、「内部通報規程」に基づき、監査役、CSR 室に「勇気の窓口」を設置し、社内通報体制を運用する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 株主総会、取締役会等の議事録、並びに稟議書等、取締役の職務の執行に係る情報を記録する。

- (2) 取締役の職務執行に係る重要な書類については、「定款」、「取締役会規程」、「稟議（申請）規程」、「文書取扱規程」等に基づき保存及び管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) リスク管理を経営の重要課題の一つと位置付け、方針、基本目的、行動指針等を明記した「リスクマネジメント規程」に基づき、リスクの抽出・分析、マネジメントプログラムの策定等を行うと共にリスクマネジメントシステム管理責任者（統括責任者）並びに全社的な運用管理部門を設置し、リスクマネジメントシステムを運用する。
- (2) 各部門長を部門リスクマネジメント管理者とし、各部門に係るリスク管理を行う。
- (3) 業務執行部門から独立した CSR 室内部監査担当が、「内部監査規程」に基づき、組織・制度監査として、「リスクマネジメント規程」の運用状況について、内部監査を実施する。
- (4) 緊急事態が発生した場合には、「リスクマネジメント規程」に基づき、緊急対策本部を設置し、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、「取締役会規程」に基づき取締役会を毎月 1 回監査役も出席し開催するほか、臨時で決裁又は報告の必要が生じた場合は、適宜臨時取締役会を開催する。
- (2) 経営理念を基軸に策定される中期ビジョン並びに年度経営方針に基づき各本部、部門が経営戦略及び予算を設定し、経営計画の進捗状況について取締役会で確認し、必要な対策や見直しを行う。
- (3) 業務執行に際しては、毎期首に定める「職務権限規程」等に基づき各責任者が業務を遂行する。
- (4) 業務執行部門から独立した CSR 室内部監査担当が、「内部監査規程」に基づき、運用状況等効率的な業務執行について、内部監査を実施する。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) グループ内の企業は、それぞれ自社の特性を踏まえ、自主的に経営判断を行い相互に独立性を尊重すると共に「グループ会社管理規程」に基づき、法令で定められた内部統制を構築、整備する。

- (2) グループ会社全てに適用する行動規範として定められた、「S.T.G モラル憲章」に基づき、グループ各社で諸規程を定め業務の適正を確保する。
- (3) 経営管理については、「グループ会社管理規程」に基づき、子会社の取締役を兼任する当社の役員及び経営管理本部が定期的に、グループ内企業の経営計画に対する業務執行状況及び内部統制の構築状況の整備、運用状況等について随時ヒアリング及びモニタリングを実施する等して、グループ会社経営の管理を実施する。
- (4) 当社の監査役は、当社及び子会社の業務執行の適正性を確保するために CSR 室、経営管理本部、会計監査人及び子会社の内部監査部門、及び監査役と情報交換を行い相互連携を図る。
- (5) グループ会社の従業員は、「グループ会社管理規程」に基づき、当社からの要求内容が、法令上の疑義その他コンプライアンス上問題があると認めた場合には、関連部門に報告するほか、「内部通報制度」により CSR 室等に報告することができる。

6. 財務報告の適正を確保するための体制

- (1) 適正な財務報告を経営の重要課題の一つと位置付け、主管部門を中心とし財務報告の適正を確保するために有効な内部統制を実施する。
- (2) 経理関係規程等に基づき、適正な会計処理並びに財務報告が行なわれるよう、財務報告の適正を確保するのに必要な規程を整備する。
- (3) 会計システムを通じて財務諸表が作成される重要な決算財務報告に係る業務プロセス及び決算・財務報告以外の業務プロセスの中で、虚偽記載や誤りが生じる要点を認識し、不正や誤りが生じないような内部牽制等を行う。
- (4) 業務執行部門から独立した CSR 室内部監査担当が、「内部監査規程」に基づき、財務報告の適正を確保するための内部統制の有効性について、内部監査を実施する。

7. 監査役職務を補助すべき使用人に関する体制

- (1) 監査役職務を補助すべき組織として「監査役会事務局」を設置しており、監査役の指示に従いその職務を遂行する。
- (2) 「監査役会事務局」の人数等は「監査役会」との間で協議のうえ決定する。

8. 監査役職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性確保に関する体制

- (1) 「監査役会事務局」に所属する監査役補助者の人事異動・評価については、「人事考課規程」に基づき、監査役と事前に協議する。

- (2) 監査役補助者は、取締役からの独立性を確保するため業務執行部門に係る役職を兼務しない。

9. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制並びに監査役による監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会等の法令に定めるもの及びその他の重要会議に監査役が出席することにより、取締役及び使用人の重要な業務執行に関する事項の報告を受けることができる。
- (2) 取締役及び使用人は、監査役会が定めた「監査役会規程」「監査役監査規程」の内容を理解し、監査役会及び監査役による監査活動に対して協力する。
- (3) 「監査役監査規程」に基づき、監査役は必要に応じて、重要な業務執行に関する事項等について、取締役及び使用人に対して報告を求めることができるほか、会議録、稟議書、契約書等業務執行に関する重要な書類を閲覧する。
- (4) 「内部通報規程」、「グループ会社管理規程」に基づき、当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役及び使用人が「勇気の窓口」を通じ監査役に報告する。
- (5) 監査役に報告を行った者が、当該報告を行ったことを理由にして、不利な扱いを受けないことを確保する。
- (6) 代表取締役は定期的に監査役と会合を持つ。
- (7) 監査役が当社の監査のため必要な範囲において、グループ内の企業を調査することができる体制とする。
- (8) 監査役が監査法人、CSR 室内部監査担当その他の監査機関と円滑に連携して実効的に監査することができる体制とする。

10. 監査役による職務の執行について生じる費用等の処理に関わる体制

- (1) 監査役による職務の執行について生じる費用の前払い又は償還の手続きその他当該職務の執行について生じる費用又は償還の処理については、監査役からの請求等に従い円滑に処理する。

以上